

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック

担当部局:水・大気環境局大気生活環境室

権限付与及びそれによる事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・臭気指数等にかかる測定に関する必要な知識についての試験(臭気判定士試験)及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査の実施 ・臭気判定士免状の交付 		
根拠となる法令・条項	悪臭防止法第13条第2項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	悪臭防止法第13条第2項の基準を満たしていること	公益法人要件の有無	有
権限付与法人名	公益社団法人におい・かおり環境協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】 悪臭防止法第13条第2項において、「職員、設備、試験検査事務の実施の方法その他の事項についての試験検査事務の実施に関する計画が、試験検査事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること」、また、「試験検査事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること」と規定しており、機関を指定するに当たって必要かつ十分な内容とされていることから、妥当性のある要件であるものと考えられる。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】 現行悪臭防止法上、指定機関は複数指定することが可能である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】 悪臭防止法上、指定機関は複数指定することが可能である。申請があれば、法律に基づく審査の上、指定する。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 他の主体による申請があれば、他の主体による実施の可能性もありうる。 悪臭防止法上は、一般財団法人または一般社団法人であって条件を満たす事業者であれば申請が可能で、参入への門戸が開かれており、複数参入することで競争により試験事務や検査の質が磨かれることが期待される。しかし、実際にはこれまで事業参入に関する問い合わせがないため、今後におい・かおり環境協会以外の事業者等の当制度への参入について引き続き検討を行う。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	<p>当該事務については、法令等に基づき適正に実施されるよう、引き続き適切に管理・監督を行っていくとともに、相談等には積極的に対応する。</p>		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック

担当部局: 廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室(経産省と共管)

権限付与及びそれによる事業の概要	(1)製造又は輸入の規模が相対的に小さい製造業者の委託を受けて行う特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要の行為 (2)引き取るべき製造業者等が存在しなくなった特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要の行為 (3)特定家庭用機器廃棄物の製造業者への引渡しが困難な地域における引渡し (4)家電リサイクル制度の普及啓発 (5)家電リサイクル制度に係る照会対応		
根拠となる法令・条項	特定家庭用機器再商品化法第32条	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	一般社団法人又は一般財団法人であって、特定家庭用機器再商品化法第33条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの	公益法人要件の有無	有
権限付与法人名	一般財団法人 家電製品協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】 公益法人要件は、指定法人業務の公益性が高いことから、業務実施主体の公平性、中立性の確保とともに、業務継続性を担保するため求めるものであり、妥当である。また、公益法人要件を含む一定の要件に適合する者であれば、指定できることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】 指定法人としての指定を希望すれば必要な審査を行った上で指定できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要はない。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】 指定の要件は妥当であり、他の主体の申請を妨げておらず拡大に係る検討の必要はないと考える。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 他の主体による適正な申請があれば、法律に基づく審査の上、指定する。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、基準を満たす者であれば誰でも指定が受けられる旨、ホームページにより周知していく。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック

担当部局： 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 浄化槽推進室

権限付与及びそれによる事業の概要	■浄化槽管理士試験		
根拠となる法令・条項	浄化槽法 第46条第4項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	浄化槽法第46条の2において準用する法第43条の2（実施計画の適切性、経理的基礎・技術的能力等）	公益法人要件の有無	有
権限付与法人名	公益財団法人 日本環境整備教育センター	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切であること、また、計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有することを要件としており、試験機関を指定するに当たって必要かつ十分な内容とされていることから、妥当性のある要件であるものと考えられる。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】 浄化槽管理士の能力を担保する上で、全国均一で試験の実施水準を確保する必要性が高いが、複数の法人で実施した場合、試験の実施水準の統一が困難であり、権限付与法人が1つであることが必要である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】 検討を行った結果 浄化槽管理士の能力を担保するために、全国均一で試験の実施水準を確保する必要性が高く、引き続き試験機関は「指定」による単一法人であることが適当であるとの結論を得た。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 有識者等の意見を反映する体制の確保と十分な知見が必要であることから、これらの要件を有していると認められる当該試験実施機関による実施が最も効果的かつ合理的であるとの結論を得た。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	当該指定法人及びその業務については、法令等に基づき適正に実施されるよう引き続き適切に管理・監督を行っていく。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック

担当部局： 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 浄化槽推進室

権限付与及びそれによる事業の概要	■浄化槽管理士講習		
根拠となる法令・条項	浄化槽法第45条第1項第2号	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	浄化槽法第46条の2において準用する法第43条の18（実施計画の適切性、経理的基礎・技術的能力等）	公益法人要件の有無	有
権限付与法人名	公益財団法人 日本環境整備教育センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】 職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切であること、また、計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有することを要件としており、講習機関を指定するに当たって必要かつ十分な内容とされていることから、妥当性のある要件であるものと考えられる。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】 指定講習機関としての指定を希望すれば必要な審査を行ったうえで指定できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要はない。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】 指定の要件は妥当であり、他の主体の申請を妨げておらず、適正な申請があれば、法律に基づく審査の上、指定する。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 他の主体による適正な申請があれば、法律に基づく審査の上、指定する。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	引き続き、制度の概要や指定の基準等をホームページにより周知していく。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック

担当部局： 廃棄物・リサイクル対策部 適正処理不法投棄対策室

権限付与及びそれによる事業の概要	産業廃棄物適正処理推進センターとして、国、地方自治体、経済界から出えんされた基金を基に産業廃棄物が不適正に処理された場合において、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行う		
根拠となる法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)第13条の12	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、廃掃法第13条の13に規定する業務を適正かつ確実に行うことができること	公益法人要件の有無	有
権限付与法人名	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】 産業廃棄物が不適正に処理された場合に支障の除去等の措置を行う都道府県等に対して、当該産業廃棄物の撤去の方法等の業務を適正かつ確実に行うために必要な知見及び能力を有していることが必要とされるため、当該要件は妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】 産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物が不適正に処分された場合に都道府県が行う支障除去事業に対する指導、助言は全国一律に行われることが必要である。また、支障除去のための基金を分割することは、基金の管理、運用面で非効率である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】 対象法人の拡大を行った場合、生活環境の保全の判断、必要な対策工法の検討等がそれぞれの法人ごとに行われることになり、全国的に統一された支障除去事業が担保されなくなるとともに、事業を効率的に行うことができなくなるため、権限付与対象法人の拡大は適当でない。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 当該事業は都道府県等に対する支援等の事業であり、持続的に適正な運営が確保される必要があり、運営主体には安定的な経営、永続性が求められ、「民業」による参入は相応しくない。 また、当該指定法人は、支障除去事業の事案について調査・審議する運営協議会委員や業務担当者に専門家を配置し、当該事業を着実に進めているとともに基金の管理上、複数の主体による実施も適切ではないことから、現在の実施機関による実施が最も合理的である。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	当該指定法人及びその業務については、法令等に基づき適正に実施されるよう、引き続き適切に管理・監督を行っていく。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック

担当部局: 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

権限付与及びそれによる事業の概要	産業廃棄物処理施設の整備に必要な資金の借り入れに係る債務保証、産業廃棄物処理業者等が行う技術開発等に必要な資金の助成金交付、調査研究、研修、指導等		
根拠となる法令・条項	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第16条第1項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	特定施設の整備に必要な資金の融通の円滑化その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等を推進することにより産業廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的とする一般財団法人であって、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第17条に規定する業務を適切かつ確実に行うことができると認められること。	公益法人要件の有無	有
権限付与法人名	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】 債務保証基金は、国、地方自治体、経済界から出えんされた基金を造成し、その基金をもとに産業廃棄物業者が行う産業廃棄物処理施設の整備に必要な資金の借り入れのための債務保証業務を行うことから、特定の利害にとらわれず、公正中立な観点から業務を適切かつ安全・確実に行えることが必要であって、さらには長期にわたり永続的に資金管理が行える法人が全国に1つ必要であり、当該要件は妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】 国、地方自治体、経済界から出えんにより造成された1つの基金をもとに、産業廃棄物処理事業者が行う産業廃棄物処理施設の整備に必要な資金の借り入れのための債務保証業務を行う事業であり、特定の利害にとらわれず、公正中立的な観点から業務を適切かつ安全・確実に行うためにも、安定的かつ永続的に業務を遂行できる法人が必要であり、基金が1つであることから、権限付与法人が1つであることが望ましい。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】 民間からも出えんを受けて造成されている基金であり、信頼のある法人により、安全な業務運営が必要であることから、対象法人の拡大を行った場合、①1法人当たりの基金規模が基金の分散により小さくなり、債務保証の負担能力の維持が困難となる。②限られた額の基金を複数の法人で分割して管理することは、管理費の増大をまねくこととなる。等が考えられ、権限付与対象法人の拡大は適当でない。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 債務補償基金事業を安全かつ確実に進めていくには、外部専門家による十分な調査と有識者の意見を反映できる体制の確保及び十分な職員の経験が必要であることから、これらの要件を有していると認められる当該財団による実施が最も合理的である。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	当該指定法人及びその業務については、法令等に基づき適正に実施されるよう、引き続き適切に管理・監督を行っていく。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック

担当部局：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

権限付与及びそれによる事業の概要	「情報処理センター」として電子マニフェスト制度に必要な電子計算機の使用、管理、記録、報告等		
根拠となる法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)第13条の2第1項	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	一般社団法人又は一般財団法人であって、廃掃法第13条の3に規定する業務を適正かつ確実に行うことができること	公益法人要件の有無	有
権限付与法人名	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター	法律上複数指定の可否	不可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】 電子マニフェスト制度において「情報処理センター」は、廃掃法第13条の3の業務を適正かつ確実に行うことが重要かつ不可欠であり、そのため次の諸点が確保される必要があるため、権限付与の要件は妥当である。 ①産業廃棄物の処理は広域的に処理されていることから、全国の排出事業者や産廃処理業者が情報のやりとりができるよう、全国一元的な運営が求められること ②産業廃棄物の処理に不可欠なシステムとして、持続的に適正な運営が確保される必要があること ③廃棄物の量や取引事業者名等を取り扱うことになるため、実施機関に対して守秘義務を課す必要があることから、廃掃法において、業務を適正かつ確実に運営できる機関を指定することと定められたもの</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】 産業廃棄物は広域的に処理されていることから、全国の排出事業者や産廃処理業者が、一個の情報処理センターを介して、一元的にすべての情報のやりとりができることが必要である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】 電子マニフェストシステムの運用には、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の全てが同一のマニフェストシステムに加入している必要があるため、システムの運用主体が複数存在すると、廃棄物の円滑な処理に支障をきたすおそれがある。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 電子マニフェスト制度は、廃棄物処理法の根幹をなす制度であり、持続的に適正な運営が確保される必要があるため、運営主体には安定的な経営、持続性が求められる。また、教育研修事業を行うなど廃棄物処理法に係る制度を熟知し、専門的な観点から電子マニフェストシステムの運営ができる現在の実施機関による実施が最も合理的である。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	当該指定法人及びその業務については、法令等に基づき適正に実施されるよう、引き続き適切に管理・監督を行っていく。		

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック

担当部局: 自然環境局 野生生物課

権限付与及びそれによる事業の概要	■国際希少野生動植物種に係る個体等の登録等		
根拠となる法令・条項	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)第23条第1項	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	<ul style="list-style-type: none"> 種の保存法第23条第3項各号に該当しないこと 種の保存法第23条第4項各号に適合していること 	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	一般財団法人自然環境研究センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】 業務上不可欠な動植物の分類及び繁殖に関する知識や、利害関係者ではないことなど、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限の要件であることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】 種の保存法上、登録機関(権限付与法人)は複数指定することが可能である。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】 種の保存法上、登録機関は複数指定することが可能であり、一般財団法人自然環境研究センター以外の民間事業者等が登録関係事務を実施することを妨げておらず、申請があれば、法律に基づく審査の上、法律上の要件に合致していれば登録を行う。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 登録関係事務の実施については、人材、設備に対する大きな費用投資の必要性や、採算性の確保の難しさから、新規参入による経済的なメリットは少なく、一般財団法人自然環境研究センター以外に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられるが、他の主体による申請があれば、法に基づく審査の上、法律上の要件に合致していれば登録を行う。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	当該事務については、法令等に基づき適正に実施されるよう、引き続き適切に管理・監督を行っていくとともに、申請相談には積極的に対応する。		